

<別紙1>

介護老人保健施設 ケア・ガーデン青森
介護予防通所リハビリテーションのご案内
(令和7年4月1日現在)

1. 事業所の概要

(1) 事業所の名称等

- ・事業所名 介護老人保健施設 ケア・ガーデン青森
- ・開設年月日 平成6年6月15日
- ・所在地 青森県青森市古館1丁目2-1
- ・電話番号 017-744-3311 ・FAX番号 017-744-3316
- ・管理者名 高柳 泰宏
- ・介護保険事業所番号 介護老人保健施設 (0250180098号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、(介護予防短期入所療養介護)や通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設ケア・ガーデン青森介護予防通所リハビリテーションの運営方針]

- 1 当事業所では、介護予防通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法等其他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努めます。
- 2 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。
- 3 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。
- 4 当事業所では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努めます。
- 5 当事業所では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努めます。
- 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行いません。外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとします。
- 8 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うように努めます。

(3) 介護予防通所リハビリテーションの職員体制

	常勤換算人数	業務内容
・医師	1名以上	病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う
・看護職員	1名以上	医師の指示に基づき投薬、検温等の医療行為を行う。また施設サービス計画及びリハビリテーション計画に基づく看護を行う
・介護職員	4名以上	施設サービス計画及びリハビリテーション計画に基づく介護を行う
・支援相談員	1名以上	利用者、家族からの相談に適切に応じると共に、レクリエーション等の計画、指導をする。また、市町村との連携をはかるほかボランティアの指導を行う
・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士	1名以上	医師や看護師等と共同してリハビリテーション計画書を作成すると共に、リハビリテーションの実施や実施に際しての指導を行う
・管理栄養士	1名以上	利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う
・事務職員	必要数	庶務及び会計ならびに受付業務を行う
・施設員	必要数	運転業務及び施設内外の環境整備、並びに修理業務を行う

(4) 営業日及び営業時間

毎週月曜から土曜日まで（8月13日・12月31日から1月3日までを除く）

営業日の午前9時から午後3時30分まで

(5) 介護予防通所リハビリテーション定員 35名（通所リハビリテーション利用者を含む）

2. サービス内容

① 介護予防通所リハビリテーション計画の立案

② 昼食 12時00分～（※食事は原則として食堂でおとりいただきます。）

③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。

ただし、利用者の身体の状態に応じてシャワー浴や清拭となる場合があります。）

④ 医学的管理・看護

⑤ 介護

⑥ リハビリテーション

⑦ 相談援助サービス

⑧ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理

⑨ その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

3. 事業所利用に当たっての留意事項

- ・ 事業所利用中の食事は、特段の事情がない限り事業所の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に事業所は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・ 事業所内は禁酒・禁煙となっております。
- ・ 防火管理上、火気の取扱いは禁止します。
- ・ 設備、備品の利用は、事前に職員に申し出るようお願いいたします。

- ・所持品、備品等の持ち込みは、必要最小限とするようお願いします。
- ・金銭、貴重品の管理は、事業所では一切関知いたしません。
- ・介護予防通所リハビリテーション利用時の医療機関での受診は緊急時以外はできません。
- ・信仰は自由ですが、宗教活動は禁止いたします。
- ・ペットの持ち込みは禁止いたします。
- ・利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止いたします。
- ・他利用者への迷惑行為は禁止いたします。
- ・利用者および家族の希望する事柄のすべてには対応できない場合もあります。

4. 非常災害対策

消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。

- (1) 防火管理者には、事業所職員を充てます。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てます。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼します。点検の際は、防火管理者が立ち会います。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努めます。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たります。
- (6) 防火管理者は、当施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施します。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年 2 回以上
（うち 1 回は夜間を想定した訓練を行います。）
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練……年 1 回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法の徹底……随時
 その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとります。
- (7) 当施設は、(6) に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

5. 業務継続計画の策定等

当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

6. 要望及び苦情等の相談

当事業所には支援や相談の専門員として支援相談員が勤務しています。お気軽にご相談ください。

また要望や苦情などがございましたら、担当支援相談員にお寄せいただければ速やかに対応いたします。正面玄関下駄箱上に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき管理者に直接申し出することもできます。

- ・当事業所の苦情相談窓口 支援相談室 高橋 聡子
TEL 017-744-3312(相談室直通) Fax 017-744-3316
受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
- ・当事業所以外の苦情相談窓口
青森市介護保険課 017-734-5257 (直通)
青森県国民健康保険団体連合会 (苦情処理委員会) 017-723-1301 (直通)

<別紙2>

介護老人保健施設ケア・ガーデン青森
介護予防通所リハビリテーション利用料金について
《利用者負担料金表》
(令和7年4月1日現在)

1. 介護保険証等の確認

ご利用初回目、更に毎月初回利用日にご利用者の健康保険者証、介護保険証等を確認させていただきます。

2. 介護予防通所リハビリテーションについての概要

介護予防通所リハビリテーションについては、要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された介護予防サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をし、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、介護予防通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 介護予防通所リハビリテーションの基本料金<1割負担>

要支援1	(1ヶ月)	2, 268円
要支援2	(1ヶ月)	4, 228円

<加算>

* 若年性認知症利用者受入加算		240円/月
* 口腔・栄養スクリーニング加算(I)(6月に1回を限度)		20円/回
* サービス提供体制強化加算(I)	要支援1	88円/月
	要支援2	176円/月
* 退院時共同指導加算(1回を限度)		600円/回
* 科学的介護推進体制加算		40円/月
* 介護職員等処遇改善加算(I)	1月につき 所定単位数×86/1000	

(2) 介護予防通所リハビリテーションの基本料金<2割負担>

要支援1	(1ヶ月)	4, 536円
要支援2	(1ヶ月)	8, 456円

<加算>

* 若年性認知症利用者受入加算		480円/月
* 口腔・栄養スクリーニング加算(I)(6月に1回を限度)		40円/回
* サービス提供体制強化加算(I)	要支援1	176円/月
	要支援2	352円/月
* 退院時共同指導加算(1回を限度)		1, 200円/回
* 科学的介護推進体制加算		80円/月
* 介護職員等処遇改善加算(I)	1月につき 所定単位数×86/1000	

(3) 介護予防通所リハビリテーションの基本料金<3割負担>

要支援 1	(1ヶ月)	6,804円
要支援 2	(1ヶ月)	12,684円

<加算>

* 若年性認知症利用者受入加算		720円/月
* 口腔・栄養スクリーニング加算(I)(6月に1回を限度)		60円/回
* サービス提供体制強化加算(I)	要支援 1	264円/月
	要支援 2	528円/月
* 退院時共同指導加算(1回を限度)		1,800円/回
* 科学的介護推進体制加算		120円/月
* 介護職員等処遇改善加算(I)	1月につき 所定単位数×86/1000	

(4) 食費 昼食代(おやつ代も含む)	660円
---------------------	------

(5) 支払い方法

毎月10日(10日が休日の場合はその前後の平日)に、前月分の請求書を発行します。
お支払い方法はその月の27日(休日の場合は翌金融機関営業日)にご指定口座より自動引き落としとなります。
なお、引落手数料はご利用者負担となります。
領収書は次月分請求書と一緒に発行いたします。

個人情報の利用目的
(令和3年10月1日現在)

介護老人保健施設ケア・ガーデン青森では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する事業所の理念のもと、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・当事業所が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当事業所の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談または届出等

【上記以外の利用目的】

[当事業所の内部での利用に係る利用目的]

- ・当事業所の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当事業所において行われる学生の実習への協力
 - －当事業所において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当事業所の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供